常滑市建設工事予定価格等公表事務取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市が発注する建設工事に係る入札・契約手続の透明性の向上及び不正行為の防止を図るため、入札執行前に行う予定価格の公表（以下「事前公表」という。）並びに入札執行後に行う低入札価格調査における基準価格を設定した場合に係る基準価格、失格判断基準及び最低制限価格を設定した場合の最低制限価格（以下「基準価格等」という。）の公表（以下「事後公表」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

（公表の対象）

第２条　公表の対象とする建設工事（以下「対象工事」という。）は、１件当たりの設計金額が200万円を超える場合であって、競争入札に付するものとする。

（公表の方法）

第３条　対象工事における公表の方法は、次のとおりとする。

（１）　一般競争入札に付する場合の事前公表は、常滑市契約規則（平成13年常滑市規則第21号。以下「契約規則」という。）第７条に規定する入札公告により行う。

（２）　指名競争入札に付する場合の事前公表は、契約規則第24条第２項に規定する指名通知書に記載する方法により、入札参加者に通知する。

（３）　事後公表は、入札調書を閲覧に供することにより行うものとする。

（４）　あいち電子調達共同システム（ＣＡＬＳ／ＥＣ）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）を使用した入札（以下「電子入札」という。）の場合は、電子入札システムの利用による公表を併用するものとする。

（公表する予定価格）

第４条　事前公表において記載する予定価格は、契約規則第15条の規定により定めた予定価格から、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とする。また、事後公表において記載する基準価格等についても同様とする。

（入札の回数）

第５条　対象工事に係る入札は、当該入札の回数を１回とする。

（工事費内訳書の提出）

第６条　対象工事の入札に参加する者は、入札をする際に工事費内訳書（別記様式）を提出しなければならない。ただし、市長が当該工事費内訳書の提出を要しないと認める場合

は、この限りでない。

２　入札担当職員は、開札と同時に工事費内訳書の内容を確認するものとする。

（入札の無効）

第７条　予定価格を超えた入札、工事費内訳書の提出のない入札及び工事費内訳書により算定した金額と異なる金額の入札は、無効とする。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成22年１月１日）

この要綱は、平成22年１月１日から施行する。

附　則（平成24年４月１日）

この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月17日要綱第15号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和６年４月１日要綱第38号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月31日要綱第29号）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別記様式（第６条関係）

年　　月　　日

工　事　費　内　訳　書

常 滑 市 長　殿

所　在　地
商号又は名称
代　表　者

工　事　名

名　　称	数量	単位	金　　額	備　　考
工　　事　　価　　格				（消費税等を除く）